

◆◆◆ 高い就職意欲を持っていても、家庭の事情により
仕事に就きにくい状況にあるひとり親の方々がいます…

『釜石市ひとり親雇用促進奨励金交付事業』は、
求職中のひとり親家庭の母及び父の雇用を促進するために、
新たに「ひとり親」を期限に定めなく正規雇用する事業主に対し
て、対象者一人あたり10万円を交付するものです。

※ ひとり親とは…18歳までの子を持つ配偶者のない母又は父です。

問い合わせ…市 地域福祉課 児童家庭係
(場所:大渡町 釜石市保健福祉センター 2階)
電話 22-0177 FAX 22-6375

1 受給できる事業主の要件は … 以下の■すべてに該当することです

- 釜石市内に本社、事業所、事務所等所在地をおく。
- 雇用保険適用事業所である。
- 風俗営業以外の業種である。
- 納期到来の市税を完納していること。
- 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間に新規の従業員を雇用し、6か月以上雇用が続いていること。(新規従業員=ひとり親)
- 新規従業員を雇用した日から過去6か月、事業主都合による従業員解雇がない。
- 公共職業安定所の紹介により雇用した新規従業員である。
それ以前に当該事業所に雇用の内定がない。
- 新規従業員は過去3年間、当該事業所に就労していない。
- 新規従業員に対する賃金・手当に未払いがない。
- 新規従業員に対する労働条件に関する不利益、違法な行為がないこと。
- 新規の従業員から求人条件が異なることについての申し出がないこと。
- 労働関係法令違反等がないこと。

2 交付申請の流れ

- ① ハローワークからの紹介
- ② 対象者〔ひとり親〕を新規従業員として雇い入れ
- ③ 6か月以上雇用が継続 → 『釜石市ひとり親雇用促進奨励金』交付申請
※ 6か月の継続雇用経過後、交付申請は1ヶ月以内
- ④ 交付申請の内容を審査（市）
- ⑤ 交付決定を通知（申請事業主に通知書送付）
- ⑥ 奨励金を請求（事業主）
- ⑦ 奨励金の交付（支払い）

3 交付申請に必要な書類等

- ① 交付申請書（所定の市の様式があります。）
 - ② 雇用保険適用事業所であることを証明できるもの。
 - ③ 新規雇用から過去6ヶ月、事業主都合で従業員の解雇がないことを証明できるもの。
 - ④ 雇用契約内容がわかる書類
 - ⑤ 新規従業員の雇用が継続していることがわかる書類
 - ⑥ 納期到来分の市税納税証明書
- ※ ②③⑤は 国の特定就職困難者雇用開発助成金 の支給決定通知書の提示に代えることができます。
- 交付枠は3名分。交付決定が枠いっぱいになり次第、事業を終了します。

